

国から示されているQ&Aや本市実例をQ&A方式でまとめたものです。ただし、これは例示であり表面上は同じに見えるケースであっても、記載の内容とは状況が異なる場合も考えられます。御不明な点がありましたら長寿課介護保険係まで御相談ください。

●手すりの取り付け

Q1：既存の手すりが老朽化したため、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象になるのか。

A1：単に老朽化したことが原因である場合は住宅改修の支給対象外。しかし、手すりが必要な身体的理由等があれば、既存の手すりの撤去費用は自費になりますが、新しく設置する手すりの取り付けに関わる費用は対象となります。

Q2：手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の対象になるか。

A2：支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要となります。

●段差の解消

Q1：現在使用している浴槽が深いため、浴槽を跨ぐのが大変。浴槽を今よりも浅いタイプのものに取り換えるのは住宅改修の対象になるのか。

A1：段差の解消として住宅改修の対象となります。申請時に今の浴槽の深さがわかる写真と変更後の浴槽の深さがわかるような書類（パンフレット等の写し）をつけていただきます。

Q2：昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

A2：昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q3：段差解消のため、浴室の床をかさ下げする。浴室の壁にかさ下げをした部分の隙間ができてしまうが、壁を全面新しくする費用は住宅改修の対象になるのか。

A 3 : 壁全面は支給対象外。かさ下げをした面積分のみの、壁の費用を按分し算出できるのであれば、段差解消の付帯工事として支給対象となります。

Q 4 : 脱衣所入口の段差解消により、既存の扉が使えなくなってしまう。扉の取り換え費用は支給対象になるか。

A 4 : 段差解消の付帯工事として支給対象となります。

●滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

Q 1 : 滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

A 1 : いずれも床材の変更として対象になります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと躓き転倒する危険性もあるので、工事にあたっては十分に注意が必要です。

Q 2 : 現在使用しているフローリングが滑りやすいため、滑りにくいフローリングへ変更する場合は住宅改修の対象になるか。

A 2 : 床材の変更として対象になります。

Q 3 : 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A 3 : 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えありません。

Q 4 : 通路面の舗装をする際、舗装する幅の制限はあるのか。

A 4 : 身体状況にもよりますが、舗装する幅は1 mから1.5 mを目安とし、状況に応じて必要な範囲内で給付となります。

●引き戸等への扉の取替え

Q 1 : 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A 1 : 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 2 : 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

A 2 : 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q 3 : 既存の扉をアコーディオンカーテンまたはカーテンに取替える工事は住宅改修の対象となるか。

A 3 : 身体状況からみて必要ということであれば、扉の取替えとして対象になります。

Q 4 : トイレ入口が狭く、車いすで出入りする際に大変なため、扉を開き戸から引き戸に変更する際に間口の拡大も併せて行う予定。間口の拡大にかかわる費用も住宅改修の対象となるか。

A 4 : そもそも住宅改修の対象項目には「広げる」という項目は含まれていません。車いすで現在の入口を通れているのであれば、支給対象外。車いすで入口を全く通れないということであれば、扉の取替えの付帯工事として対象になります。

●洋式便器等への便器の取替え

Q 1 : 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A 1 : 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外となります。

Q 2 : 身体状況の悪化により、既存の洋式便器からの立ち上がりが困難になってしまったり、膝が十分に曲がらなくなってしまった場合等に、既存の洋式便器よりも高さが高い便器に取替えるのは住宅改修の支給対象となるのか。

A 2 : 既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、当該高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。

Q 3 : 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

A 3 : 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 4 : 非水洗和式便器から水洗式の洋式便器に取替える場合、水洗化に関わる費用は便器の取替えの付帯工事として対象になるか。

A 4 : 対象外となります。便器の取替えに関わる費用のみ支給対象となります。

●その他

Q 1 : 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A 1 : 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q 2 : 近々娘宅に引っ越す予定。住所を移す前に住宅改修の申請は可能か。

A 2 : 住所地の住宅のみが対象となるため、住所を移す前の申請は受け付けていません。住所を移された後に申請していただくようになります。

Q 3 : 着工前の写真は住宅改修申請日から何日前のものが望ましいか。

A 3 : おおむね1ヵ月以内のものが望ましいです。

Q 4 : 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A 4 : 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。

Q 5 : 住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A 5 : 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

《参考》

厚生労働省 介護報酬等に係る Q&A vol.2

厚生労働省 平成14年3月28日付事務連絡 運営基準等に係る Q&A について

厚生労働省 平成26年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会に関する資料 資料 5-2-2 検討を要する住宅改修の種類について